

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 67 号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 7（第 2 条関係）				別表第 7（第 2 条関係）			
道路交通法関係事務手数料				道路交通法関係事務手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験機 関等	事 務	名 称	金 額	指定試験機 関等
[略]				[略]			
2 法第49条第 2 項の規定に 基づくパーキング・チケッ トの発給	[略]			2 法第49条第 1 項の規定に 基づくパーキング・チケッ トの発給	[略]		
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。